

今回は、我が国の内部統制監査の現状について論じてみたいと思います。

かつて、アメリカで発生したエンロン、ワールドコム粉飾事件により制定されたサーベンス・オックスレー法を受けて、我が国でも上場会社を対象に2011年「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の実施基準」が導入されました。いわゆるJ-SOX法と呼ばれるもので、結

内部統制監査の現状

巨額粉飾事件が頻発しており、財務諸表監査の有効性が問題となっていた時期でもありません。

「内部統制(Internal Control)」

とは、日本語としては非常

にわかりにくい言葉なの

ですが、会社が目的達成の

ために決めた社員それぞれ

の職務権限、職務分掌ル

ールであり、ここでの目的

とは、「適正な財務報告」

を意味しています。つまり

、経営者にとっては、社

員に勝手なことをされたの

では目的の達成もおぼつ

かなくなるので、社内でき

つちりルールを決めてそ

のルール通りに動いてもら

うことを意図しているの

です。目的の「適正な財務

報告」とは、正しい決算書

を作成すること、すなわ

ち、粉飾をしないことを意

味しています。内部統制監

査とは、経営者は、係

「内部統制」を適正・有効

に構築、整備し、かつ運用

していることを宣言し、監

査人は、それがそのとおり

であることを監査している

のです。万が一、係る「内

部統制」に重要な問題、欠

陥があれば、このことは、

会社に粉飾の危険性がある

ことを意味する。監査人

は「開示すべき重要な不備

は開示すべき重要な不備

は開示すべき重要な不備

は開示すべき重要な不備

は開示すべき重要な不備

は開示すべき重要な不備

は開示すべき重要な不備

は開示すべき重要な不備

は開示すべき重要な不備

は開示すべき重要な不備

は開示すべき重要な不備

今こそ抜本的な

見直しが必要

果、「内部統制」が上場会社にとつては報告対象となり、監査人にとつては監査対象となりました。当時は我が国でもカネボウ、日興コーポリアル証券など



愛知淑徳大学 教授 公認会計士
マエダ ヒロシ 前田 篤

また、あつし 監査論、会計実務。慶応義塾大学経済学部卒業。監査法人伊東会計事務所(現PWC)あった有限責任監査法人)などを経て現職。1959年生まれ。

です。目的の「適正な財務報告」とは、正しい決算書を作成すること、すなわち、粉飾をしないことを意味しています。内部統制監査とは、経営者は、係

「内部統制」を適正・有効に構築、整備し、かつ運用していることを宣言し、監査人は、それがそのとおり

であることを監査しているのです。万が一、係る「内部統制」に重要な問題、欠陥があれば、このことは、

会社に粉飾の危険性があることを意味する。監査人は「開示すべき重要な不備

は開示すべき重要な不備は開示すべき重要な不備は開示すべき重要な不備

は開示すべき重要な不備は開示すべき重要な不備は開示すべき重要な不備

は開示すべき重要な不備は開示すべき重要な不備は開示すべき重要な不備

は開示すべき重要な不備は開示すべき重要な不備は開示すべき重要な不備

内部統制監査をより実効性のあるものとし、社会の期待にしっかりと応えていくためには、今こそ、10年近く続き形骸化している内部統制監査の過去事例の分析・検証も含めた抜本的な見直しを行うことが必要であると考えます。

※本文中のデータは、日本公認会計士協会「監査・保証実務委員会研究報告第33号」より。

は開示すべき重要な不備

は開示すべき重要な不備

は開示すべき重要な不備

は開示すべき重要な不備

は開示すべき重要な不備

は開示すべき重要な不備